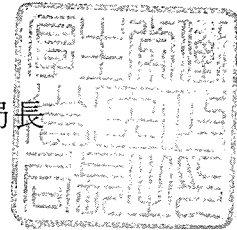


医政発第 1212009 号  
平成 20 年 12 月 12 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医療法人制度について」及び「社会医療法人の認定について」  
の一部改正について

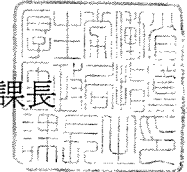
標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生局長あて通知しました  
ので、御了知願います。



医政指発第 1212002 号  
平成 20 年 12 月 12 日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



「医療法人における事業報告書等の様式について」及び「2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長及び各地方厚生局管理課長あて通知しましたので、御了知願います。

○ 医療法人制度について (平成19年医政発第0330049号)

新	旧
<p>本文 (略)</p> <p>第1 改正の内容 1～2 (略)</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について (1) 法第44条第5項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹底を図るものであること。 (2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会(一般財団法人又は一般財団法人に限る。)であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。 (3)～(6) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について 1～2 (略)</p> <p>第3 医療法人運営管理指導要綱について (略)</p> <p>第4 その他関連する通知の改正及び廃止 1～2 (略)</p>	<p>本文 (略)</p> <p>第1 改正の内容 1～2 (略)</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について (1) 法第44条第4項の規定は、残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体又は医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第31条の2に規定する者のうちから選定されることにより、医療法人の非営利性の徹底を図るものであること。 (2) 規則第31条の2第1号の「これに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの」とは、当該医療法人が開設する病院等の所在地において組織する都道府県医師会又は郡市区医師会(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人に限る。)であって病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるものをいうこと。 (3)～(6) (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について 1～2 (略)</p> <p>第3 医療法人運営管理指導要綱について (略)</p> <p>第4 その他関連する通知の改正及び廃止 1～2 (略)</p>

## 別添1

社団医療法人の定款例	備 考
医療法人〇〇会定款 第1章～第7章 (略) 第8章 解散及び合併 第32条～第33条 (略) 第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（ <u>一般社団法人又は一般財団法人に限る。</u> ） (5) (略) 第35条 (略) 第9章 雑則 (略) 附 則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 (略)	(略) ・法第44条第4項参照。

## 別添1

社団医療法人の定款例	備 考
医療法人〇〇会定款 第1章～第7章 (略) 第8章 解散及び合併 第32条～第33条 (略) 第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（ <u>民法第34条の規定により設立された法人に限る。</u> ） (5) (略) 第35条 (略) 第9章 雑則 (略) 附 則 本社団設立当初の役員は、次のとおりとする。 (略)	(略) ・法第44条第3項参照。

## 別添2

財団医療法人の寄附行為例	備	考
医療法人〇〇会寄附行為 第1章～第6章 (略) 第7章 解散及び合併 第29条～第30条 (略) 第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。) (5) (略) 第32条 (略) 第8章 雑則 (略) 附則 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 (略)	(略) (略)	・法第44条第4項参照。

## 別添2

財団医療法人の寄附行為例	備	考
医療法人〇〇会寄附行為 第1章～第6章 (略) 第7章 解散及び合併 第29条～第30条 (略) 第31条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(民法第34条の規定により設立された法人に限る。) (5) (略) 第32条 (略) 第8章 雑則 (略) 附則 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 (略)	(略) (略)	・法第44条第3項参照。

別添 3

定款作成上の注意 (略)

[改正後] 社団医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款

第 1 章～第 7 章 (略)

第 8 章 解散及び合併

第 32 条～第 33 条 (略)

第 34 条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) (略)

第 9 章～附則 (略)

別添 3

定款作成上の注意 (略)

[改正後] 社団医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款

第 1 章～第 7 章 (略)

第 8 章 解散及び合併

第 32 条～第 33 条 (略)

第 34 条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(民法 34 条の規定により設立された法人に限る。)

(5) (略)

第 9 章～附則 (略)

別添 4

寄附行為作成上の注意 (略)

[改正後] 財団医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第 1 章～第 6 章 (略)

第 7 章 解散及び合併

第 29 条～第 30 条 (略)

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)

(5) (略)

第 8 章～附則 (略)

別添 5～別添 8 (略)

別添 4

寄附行為作成上の注意 (略)

[改正後] 財団医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第 1 章～第 6 章 (略)

第 7 章 解散及び合併

第 29 条～第 30 条 (略)

第 31 条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(民法 34 条の規定により設立された法人に限る。)

(5) (略)

第 8 章～附則 (略)

別添 5～別添 8 (略)

## 別添9

改 正		後	考
項 目	運営管理指導要綱	備	
I 組織運営			
1 定款・寄附行為	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第50条 (注) 定款又は寄附行為の変更 に関し、届出で良いとされ る事項について、届出をし ない場合又は虚偽の届出 をした場合は、20万円以 下の過料に処せられるこ と。(医療法第76条第3号)	
2 役員	(1)～(5) (略) (6) 監事	(略) (略)	
	2 (略)	・医療法第46条の4第7項第1 号及び第2号	
	3 (略)	・医療法第46条の4第7項第3 号	
	4～5 (略)		
3 評議員 (財団たる医 療法人)	1～7 (略)	(略) (略)	

## 別添9

改 正		後	考
項 目	運営管理指導要綱	備	
I 組織運営			
1 定款・寄附行為	1 (略) 2 (略)	(略) ・医療法第50条 (注) 定款又は寄附行為の変更 に関し、届出で良いとされ る事項について、届出をし ない場合又は虚偽の届出 をした場合は、20万円以 下の過料に処せられるこ と。(医療法第76条第1号 の2)	
2 役員	(1)～(5) (略) (6) 監事	(略) (略)	
	2 (略)	・医療法第46条の4第3項第1 号及び第2号	
	3 (略)	・医療法第46条の4第3項第3 号	
	4～5 (略)		
3 評議員 (財団たる医 療法人)	1～7 (略)	(略) (略)	





<p>(3) 債権債務の状況</p> <p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になつていないこと</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、</p>	<p>・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第5号)</p> <p>(略)</p> <p>・法人がその債務につきその財産をもつて完済することは、理事きなくなつた場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならぬこと。</p> <p>(注) 破産手続開始の申立てを怠つた場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第6号)</p> <p>(略)</p> <p>・医療法第51条の2 (注) 備え付けを怠つた場合、記載すべき事項を記載し</p>
<p>(3) 債権債務の状況</p> <p>(4) 会計帳簿等の整備状況</p> <p>(5) 決算及び財務諸表</p>	<p>3 剰余金を配当してはならないこと。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 債権又は債務が財政規模に比し過大になつていないこと</p> <p>1～2 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 事業報告書等決算に関する書類を各事務所に備えておき、</p>	<p>・医療法第54条 (注) 剰余金の配当をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)</p> <p>(略)</p> <p>・法人がその債務につきその財産をもつて完済することは、理事きなくなつた場合には、理事又は清算人は、直ちに破産手続の申立てをしなければならぬこと。</p> <p>(注) 破産手続開始の申立てを怠つた場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <p>(略)</p> <p>・医療法第51条の2 (注) 備え付けを怠つた場合、記載すべき事項を記載し</p>

<p>IV その他(略)</p>	<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があつた場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなればならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>(略)</p>	<p>4 登記</p> <p>5 公告</p> <p>IV その他(略)</p>	<p>社員若しくは評議員又は債権者から閲覧の請求があつた場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供しなればならないこと。</p> <p>7 決算の届出が毎会計年度終了後3月以内になされていること。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>1 清算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。</p> <p>(略)</p>	<p>ていない場合若しくは虚偽の記載をした場合又は正当な理由なく閲覧を拒否した場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第4号)</p> <p>・医療法第52条第1項(注)届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第3号)</p> <p>(略)</p> <p>・モデル定款・寄附行為(注)公告を怠つた場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第7号)</p> <p>(略)</p> <p>・モデル定款・寄附行為(注)公告を怠つた場合又は不実の公告をした場合は、20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条第8号)</p> <p>(略)</p>
------------------	---	--	---	--

別添10～別添14 (略)

別添10～別添14 (略)

○ 社会医療法人の認定について（平成20年医政発第0331008号）

新	旧
<p>本文（略）</p> <p>第1 社会医療法人制度の趣旨（略）</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件（略）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医学会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たつての留意事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求</p>	<p>本文（略）</p> <p>第1 社会医療法人制度の趣旨（略）</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件（略）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 他の同一の団体（民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医学会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く。）の次に掲げる者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様であること。</p> <p>イ～ロ（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>①～③（略）</p> <p>7～8（略）</p> <p>第3 社会医療法人の認定等に当たつての留意事項</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 社会医療法人の事業報告書等の作成等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求</p>

<p>があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別添1～別添2-2 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>添付書類～添付書類6 (略)</p> <p>「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領</p> <p>1 「1 運営組織」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、<u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするもの</u></p>	<p>があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別添1～別添2-2 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>添付書類～添付書類6 (略)</p> <p>「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領</p> <p>1 「1 運営組織」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、<u>公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)(以下「公益法人等」という。)</u></p>	<p>があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別添1～別添2-2 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>添付書類～添付書類6 (略)</p> <p>「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領</p> <p>1 「1 運営組織」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、<u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするもの</u></p>	<p>があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) 社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事(2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については地方厚生局)に届け出なければならぬこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第46条の4第3項第3号の監事の監査報告書</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>別添1～別添2-2 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>添付書類～添付書類6 (略)</p> <p>「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類(運営)」の記載要領</p> <p>1 「1 運営組織」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、<u>公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)(以下「公益法人等」という。)</u></p>
--	--	--	--

を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2～7 (略)

(書類付表1)～(書類付表3) (略)

添付書類7 (略)

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款 第1章～第3章 (略) 第4章 役員 第15条 (略) 第16条 (略) 2 (略)	(略) (略) (略) ・役員 <sup>の</sup> 親族等とは、次に掲げる者とする。 ①～⑤ (略) ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。 ① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医学会及び学会等の医学若しくは医術又は

を除く。) (以下「公益法人等」という。) を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2～7 (略)

(書類付表1)～(書類付表3) (略)

添付書類7 (略)

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款 第1章～第3章 (略) 第4章 役員 第15条 (略) 第16条 (略) 2 (略)	(略) (略) (略) ・役員 <sup>の</sup> 親族等とは、次に掲げる者とする。 ①～⑤ (略) ・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。 ① 他の同一の団体(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医学会及

<p>公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第9章 (略)</p>	<p>び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体であつて法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第5章～第9章 (略)</p>
別添4	
<p>社会医療法人の寄附行為例</p> <p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>・役員の親族等とは、次に</p>	<p>社会医療法人の寄附行為例</p> <p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>・役員の親族等とは、次に</p>
別添4	
<p>社会医療法人の寄附行為例</p> <p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>・役員</p>	<p>社会医療法人の寄附行為例</p> <p>社会医療法人〇〇会寄附行為</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 役員</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>・役員</p>

<p>掲げる者とする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。</p> <p>① 他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体)であつて法人格を有するもの(医師以外を除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p>	<p>掲げる者とする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>・他の同一の団体の理事等とは、次に掲げるものとする。</p> <p>① 他の同一の団体(民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医師又は公衆衛生に関する学術団体)であつて法人格を有するもの(医師以外を除く。)を除く。)の理事又は使用人である者。</p>
<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>別添5～別添6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>別添5～別添6 (略)</p>



○医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号）

		新	旧
本文（略）	本文（略）	<p>1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに第46条の4第7項第3号の監査報告書の様式を次のとおり定めこと。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人</p> <p>ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、<u>施行日以降に法第44条第5項の規定にかかるとる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。）</u></p> <p>②（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>〔別紙〕（略）</p>	<p>1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに第46条の4第3項第3号の監査報告書の様式を次のとおり定めこと。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>① 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人</p> <p>ア 改正法の施行日以後に設立された医療法人（ただし、改正法の施行日以後に設立の申請を行った医療法人に限る。）又は改正法の施行日前に設立された医療法人で、<u>施行日以降に法第44条第4項の規定にかかるとる定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可を受けた医療法人（以下「新法の医療法人」という。）</u></p> <p>②（略）</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>〔別紙〕（略）</p>

○2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人の設立認可申請等について（平成19年医政指発第0330005号）

新		旧	
本文（略） 医療法人関係各種申請書等の様式 1. 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）		本文（略） 医療法人関係各種申請書等の様式 1. 医療法人関係手続一覧（申請及び届出）	
設立～ 決算（略）	事 項 （根拠規定） （略）	提出書類 （略）	許可申請、届 出の時期等 （略）
解散・清算	解散の認可の申請 （目的たる業務の成功の不能又は 社員総会の決議によって解散す るとき） ○法第55条第6項 ○規則第34条	（略）	（略）
	清算人の就任登記の届出（略）	（略）	（略）
	解散の届出 （定款若しくは寄附行為をもって 定めた解散事由の発生又は社員 の欠乏によって解散したとき） ○法第55条第8項	（略）	（略）
	残余財産の処分の認可の申請（略）	（略）	（略）
	清算終了の届出（略）	（略）	（略）

合 併 仮 理 事	(略) 仮理事の選任の申請 (理事が欠けた場合において、医療 法人の業務が遅滞することによ り損害を生ずるおそれがある と き) ○ <u>法第46条の4第5項</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
合 併 仮 理 事	(略) 仮理事の選任の申請 (理事が欠けた場合において、医療 法人の業務が遅滞することによ り損害を生ずるおそれがある と き) ○ <u>法第68条第1項</u> ○ <u>民法第56条</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
特別代理人	特別代理人の選任の申請 (医療法人と理事長との利益が相 反する契約等を締結しようとす るとき) ○ <u>法第46条の4第6項</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

2. 手続方法 (略)

様式16 (本文)

医療法人第55条第1項第1号(第1項第5号、第3項第1号)により  
平成 年 月 日をもって解散したので届出します。

様式21 (本文)

下記の者を、本法人の仮理事に選任していただきたく、医療法第46条  
の4第5項の規定に基づき申請します。

様式22 (本文)

下記の者を、本法人の特別代理人に選任していただきたく、医療法第4  
6条の4第6項の規定に基づき申請します。

2. 手続方法 (略)

様式16 (本文)

医療法人第55条第1項第1号(第1項第5号、第2項第1号)により  
平成 年 月 日をもって解散したので届出します。

様式21 (本文)

下記の者を、本法人の仮理事に選任していただきたく、医療法第68条  
第1項において準用する民法第56条の規定に基づき申請します。

様式22 (本文)

下記の者を、本法人の特別代理人に選任していただきたく、医療法第6  
8条第1項において準用する民法第57条の規定に基づき申請します。